

川崎市告示第658号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則第79条の2第1項第2号に規定する市長が定める対象自動車の設定について

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第79条の2第1項第2号に規定する市長が定める対象自動車を次のように定め、平成22年4月1日から適用する。

平成21年12月24日

川崎市長 阿部 孝夫

市長が定める対象自動車は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号。以下「令」という。）別表第1に掲げる地域以外に使用の本拠の位置を有する車種規制適合車（規則第79条の3に定める対象自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第12条第1項に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合するものをいう。）以外の対象自動車のうち、その対象自動車に係る特定日（別表の対象自動車の種類の欄に掲げる対象自動車の種類ごとに、それぞれ同表の特定日の欄に定める日をいう。以下同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が返付された後初めてその対象自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による継続検査、臨時検査（特定日の翌日以降に受けるものに限る。）又は構造等変更検査を受ける日の到来していないものとする。

別表

項	対象自動車の種類	特定日
1	令第4条第1号に掲げる普通貨物自動車	初度登録日（対象自動車が初めて道路運送車両法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいい、その日が平成14年10月1日以降であるときは同年9月30日とする。以下同じ。）から起算して9年間の末日に当たる日
2	令第4条第2号に掲げる小型貨物自動車	初度登録日から起算して8年間の末日に当たる日
3	令第4条第6号に掲げる特種自動車（貨物等の運送の用に供するものに限る。）	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日